

保育料が決定しました

平成20年度の保育料を左表のとおり決定しました。保育料決定にあたっては、保護者負担の軽減を図るため次の措置を行い、県内の他市と比べて低額な保育料となっています。

■保育料の軽減措置

- 保育料の一部を市が負担（国の定める保護者徴収金の一部を市が負担（平成19年度は児童1人当たり6万8167円）としています。
- 第2子半額制度

平成20年度 保育料一覧表

()内は半額徴収

階層	定義	保育料 月額 単位：円		
		3歳未満児	3歳児	4歳以上児
A	生活保護世帯など	0	0	0
B	市民税非課税世帯	5,400 (2,700)	4,500 (2,250)	4,500 (2,250)
C1	市民税均等割世帯	14,800 (7,400)	11,000 (5,500)	11,000 (5,500)
C2	市民税所得割世帯	16,000 (8,000)	13,000 (6,500)	13,000 (6,500)
D1	所得税課税額 19,000円未満	21,800 (10,900)	18,200 (9,100)	18,200 (9,100)
D2	所得税課税額 19,000円以上 29,000円未満	25,000 (12,500)	22,000 (11,000)	22,000 (11,000)
D3	所得税課税額 29,000円以上 40,000円未満	27,000 (13,500)	23,200 (11,600)	23,200 (11,600)
D4	所得税課税額 40,000円以上 63,000円未満	33,000 (16,500)	27,800 (13,900)	26,000 (13,000)
D5	所得税課税額 63,000円以上 103,000円未満	38,000 (19,000)	31,000 (15,500)	27,000 (13,500)
D6	所得税課税額 103,000円以上 179,000円未満	43,500 (21,750)	33,000 (16,500)	28,000 (14,000)
D7	所得税課税額 179,000円以上 413,000円未満	48,000 (24,000)	34,000 (17,000)	29,000 (14,500)
D8	所得税課税額 413,000円以上	50,000 (25,000)	35,000 (17,500)	30,000 (15,000)

※母子世帯等または在宅障害児(者)のいる世帯で、B階層と認定された場合は保育料が無料となり、C階層と認定された場合は1,000円減額されます。

一世帯で2人の児童が保育所または幼稚園に入所・入園し、年齢の低い児童が保育所に入所している場合、年齢の低い児童の保育料を半額としています。

○第3子以降無料制度

一世帯で3人以上の児童が保育所または幼稚園に入所・入園している場合、保育所に入所している3人目以降の保育料を無料としています。

■問合せ

市庁舎別館女性児童福祉課 保育児童係
TEL 0897-52-1337

児童手当の現況届を提出してください

児童手当を受けている方は6月30日(月)までに「現況届」を提出してください。提出がないと、6月分以降の児童手当が受けられなくなります。6月初旬に該当者へ現況届を送付します。届かなかった場合は、ご連絡ください。

■提出先

市庁舎別館女性児童福祉課 子育て支援係
TEL 0897-52-1337
各総合支所市民福祉課 福祉係

下水道受益者負担金・分担金の納期

6月は下水道に係る受益者負担金・分担金の第1期の納期です。最寄りの金融機関で納めてください。

■納期限 6月30日(月)

■問合せ

市庁舎本館下水道業務課 下水道業務係
TEL 0897-52-1224
東予総合支所建設管理課 下水道係

合併処理浄化槽の設置費を補助します

■補助の対象者

公共下水道の認可区域外・集合処理区域外において、主に居住を目的とした住宅に合併処理浄化槽を設置する方、もしくは同区域外において、くみ取り便槽や単独処理浄化槽(トイレの汚水のみ処理する浄化槽)から合併処理浄化槽に変更する方。

■補助金の限度額

- 5人槽 46万3000円
- 7人槽 61万5000円
- 10人槽 88万6000円
- 11〜20人槽 93万9000円
- 21〜30人槽 156万6000円

■補助金の上乗せ

市内の水資源環境を守るため、加茂川水系山間部に設置する方には、補助金を上乗せして交付しています。上乗せの限度額は次のとおりです。

- 5人槽 2万7000円
- 7人槽 3万4000円
- 10人槽 4万8000円

■問合せ

市庁舎別館衛生課 衛生係
TEL 0897-52-1461

水道週間 6月1日(日)〜7日(土)

ただいまー 蛇口ひねって 水ゴクリ

水は命の源であり、水道水は私たちの日常生活を支えるかけがえのない大切な資源です。私たちがこれからもずっと、安全でおいしい水を活用するため、一人ひとりが水の大切さを考え、上手な使い方を心がけましょう。

■問合せ

○市庁舎本館水道業務課 水道料金係 TEL0897-52-1584
○各総合支所建設管理課 水道係

こまめな点検で漏水を早期発見しましょう!

宅内の給水装置はお客さまの管理責任となります。漏水が発生した場合、漏水分の料金はお客さまの負担となるため、漏水の早期発見のための定期的な点検をお勧めします。

水を使用していないときに水道メーターのパイロットマークが回っていれば、漏水の可能性がります。漏水と思われるときは、すぐに市の指定給水装置工事業者に修理を依頼してください。指定給水装置工事業者が分からない場合は担当課でご確認ください。

